

鳥取県育英奨学資金（高校分）について

1 育英奨学資金貸与制度ってなに？

経済的な理由で修学が困難な人がきちんと学習できるように、修学中に資金を貸与する制度です。学校を卒業した後は返還しなければいけません。

2 奨学金の貸与の概要を教えてください！

貸与資格、貸与月額及び申請方法は以下のとおりです。（詳細は募集要項を参照）

貸与資格

高等学校等に在学する生徒のうち保護者が県内に住んでおり、県の他の奨学資金や鳥取県育英奨学資金より貸与条件が有利な奨学金を受けていないかた

貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額	18,000円
	自宅外通学	月額	23,000円
私立の高等学校等	自宅通学	月額	30,000円
	自宅外通学	月額	35,000円

申請方法

毎年春に募集を行います。

希望者は必要書類を4月末日までに在学している高等学校等に提出してください。

（募集要項や申請書の様式は各学校に配布していますので、事務室等にお問い合わせください。また、鳥取県のホームページにも掲載しています。）

3 奨学金をどうやって返還するの？

貸与が終了した後15年以内で返還します。

返還金額の目安（3年間借りた奨学資金を15年で返還する場合）

高校等の区分	貸与総額	1回あたりの返還額	
		半年ごとに返済する場合	毎月返済する場合
国公立（自宅通学）	648,000円	21,600円	3,600円
私立（自宅通学）	1,080,000円	36,000円	6,000円

貸付利率 無利子。ただし、返還を怠った場合は6ヶ月につき5%の延滞金が加算

この奨学資金は既に貸与が終了した人からの返還金の後輩奨学生の貸付資金になります。
奨学資金の申請を行う際には、将来返還するものであることを十分認識してね。



この資料に関するお問い合わせは
鳥取県教育委員会事務局育英奨学室
電話：0857-29-7145，FAX：0857-26-8176